

# たき火による 火災に ご注意を！



たき火は、農林漁業者のやむを得ない焼却行為等一部の例外を除き、

法令上 **“禁止”** されています。

仮に違法性がない焼却行為であっても、煙や臭い等の苦情が寄せられれば消火指導を行う場合があります。

長崎県内では過去10年「たき火」が出火原因の一位を占めています。また、たき火による火災でお亡くなりになられたり、けがをされた事例もありますのでご注意ください。

佐世保市消防局

予防課広報係：0956-23-2539



【佐世保市消防局HP】

佐世保市環境部

不適正処理事案対策室：0956-20-0660



【佐世保市環境部HP】